

伊豆諸島海上貨物運賃補助金交付要綱

昭和 62 年 3 月 25 日
61 港島管第 1003 号
平成 7 年 3 月 17 日一部改正
6 港島管第 981 号
平成 19 年 5 月 7 日一部改正
19 港島管第 12 号
平成 20 年 10 月 31 日一部改正
20 港島管第 800 号
平成 21 年 12 月 10 日一部改正
21 港島管第 902 号
平成 26 年 3 月 7 日一部改正
25 港島管第 1302 号
令和元年 9 月 11 日一部改正
31 港島管第 483 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、伊豆諸島における海上貨物運賃値上げによる島民生活への影響を考慮し、予算の範囲内で一部貨物の運賃補助を行うことにより、物価の抑制及び島内産業の振興を図り、もって島民生活の安定に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年規則第 141 号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 この要綱に基づく補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、内航海運業法（昭和 27 年 5 月 27 日法律第 151 号）に基づく内航海運業の登録を受け若しくは届出をし又は海上運送法（昭和 24 年 6 月 1 日法律第 187 号）に基づく一般旅客定期航路事業の許可を受け、本土と伊豆諸島相互間において補助対象貨物を輸送する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(補助対象期間)

第3条 補助対象期間は1月1日から12月31日までの1年間とする。

(補助対象貨物及び補助率)

第4条 補助金交付の対象となる貨物及び補助率は別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次の各号に定める書類を作成し、6月10日までに提出しなければならない。

- 一 伊豆諸島海上貨物運賃補助金交付申請書（別記第1号様式）
- 二 暴力団等に該当しないとする「誓約書」
- 三 その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定により提出された書類を審査し、適当と認めた場合は、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の分割概算払いの請求等)

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、交付決定額の範囲内で、分割概算払いによる補助金請求書（別記第2号様式）を提出することができる。

- 2 知事は、前項の規定による補助金の分割概算払いの請求があったときは、交付決定額の範囲内で、これを交付することができる。

(実績報告書の提出)

第8条 補助事業者は、補助対象期間における補助事業が完了したときは、実績報告書（別記第3号様式）を作成し、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適当と認めた場合は、交付すべき補助金の額の確定を行い、その旨を補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の確定額が交付決定額を上回った場合、知事は予算の範囲内で補助金の追加交付をすることができる。また、確定額が交付決定を下回った場合、補助事業者は、知事の指定する期日までに、確定額とすでに交付を受けた概算払額との差額を都に返還しなければならない。

(補助金の額の確定基準)

第10条 前条第1項の補助金の額は、次の各号に定める基準による。

- 一 別表第1の補助率100%の補助対象貨物に係る補助金の額は、当該補助対象貨物の取扱トン数に別表2に掲げる運賃表の当該補助対象貨物が適用される運賃を乗じて得た額とする。
- 二 別表第1の補助率50%の補助対象貨物に係る補助金の額は、当該補助対象貨物の

取扱トン数に別表 2 に掲げる運賃表の当該補助対象貨物が適用される運賃に、別表 3 に掲げる係数を乗じて得た額とする。ただし、補助事業者が別表 2 に掲げる運賃表の

範囲内において、あらかじめ運賃指定がある場合にあっては、当該補助対象貨物の実績運賃収入額に、別表 3 に掲げる係数を乗じて得た額とする。

三 前各号において、補助事業者の錯誤等により、別表 2 に掲げる運賃を超える運賃で輸送した場合は、その超えた運賃収入額を除いた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ運賃指定のない補助事業者においては、別途東京都と当該事業者間で運賃の定めに関する協定を締結するものとし、当該補助事業者に対し、別表第 1 に掲げる補助率 50 % の補助対象貨物の実績運賃収入額に別表第 3 に掲げる係数を乗じて得た額とする。

(燃料油価格変動調整金)

第 11 条 知事は、前条各号に規定する補助金の額のほか、特に必要と認める場合、補助事業者が導入する燃料油価格変動調整金を補助することができる。

2 燃料油価格変動調整金の額は、補助事業者があらかじめ知事に申請し認められた調整率に、前条各号に定める額を乗じて得た額の範囲内とする。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、第 6 条の規定により交付決定した補助金の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付をした補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

二 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

三 その他補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した交付条件又は知事の命令に違反したとき。

四 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(調査等)

第 13 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な報告をさせ、又は職員に帳簿、書類その他物件等を調査させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和 62 年 3 月 25 日から施行し、昭和 62 年度の補助金から適用する。

- 2 この要綱は、平成7年3月17日から施行し、平成6年4月1日以降の取扱貨物から適用する。
- 3 この要綱は、平成19年5月7日から施行し、平成19年1月1日以降の取扱貨物から適用する。ただし、魚介類については、平成19年5月7日以降の取扱貨物から適用する。
- 4 この要綱は、平成20年11月1日から施行し、平成20年11月1日以降の取扱貨物から適用する。
- 5 この要綱は、平成21年12月15日から施行し、平成21年12月15日以降の取扱貨物から適用する。
- 6 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日以降の取扱貨物から適用する。
- 7 この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年10月1日以降の取扱貨物から適用する。

別表1

補助対象貨物	プロパンガス プロパンガス空ボンベ 小麦粉 食用油	野菜・果物 牛 豚 肥料 飼料	天草 榊 植木 生花 切葉	木炭 キヌサヤエンドウ 柘材・桑材 球根 魚介類
補助率	100%	50%		

ただし、魚介類については、島しょ移出品（島しょ積み本土向け及び島しょ相互間）に限る。

別表2(その1)

普通貨物運賃表

(単位:円)

積揚地	揚 積 地	一 般 運 賃							特 定 運 賃						
		等 級					小 口 貨 物		等 級					小 口 貨 物	
		1等品	2等品	3等品	4等品	5等品	1口 0.1ト 以下	1口 0.08 ト以下	1等品	2等品	3等品	4等品	5等品	1口 0.1ト 以下	1口 0.08 ト以下
東 京	大 島 ・ 下 田	9,441	8,672	8,245	7,561	4,742	944	708	4,721	4,336	4,123	3,781	2,371	472	354
	利 島 ・ 新 島 ・ 式 根 島	11,064	10,167	9,612	8,844	5,553	1,106	830	5,532	5,084	4,806	4,422	2,777	553	415
	神 津 島 ・ 三 宅 島	12,174	11,192	10,595	9,740	6,109	1,217	914	6,087	5,596	5,298	4,870	3,055	609	457
	御 蔵 島 ・ 八 丈 島	13,926	12,816	12,133	11,150	6,964	1,392	1,045	6,963	6,408	6,067	5,575	3,482	696	523
	青 ケ 島	19,779	18,198	17,216	15,805	9,911	1,978	1,483	9,890	9,099	8,608	7,903	4,956	989	742
大 島	伊東・熱海・利島・新島・式根島	8,245	7,604	7,176	6,579	4,143	825	618	4,123	3,802	3,588	3,290	2,072	413	309
	神 津 島	9,142	8,416	7,945	7,305	4,571	915	685	4,571	4,208	3,973	3,653	2,286	458	343
神 津 島	利 島 ・ 新 島 ・ 式 根 島	8,844	8,118	7,690	7,091	4,444	884	663	4,422	4,059	3,845	3,546	2,222	442	332
下 田	利島・新島・式根島・神津島	10,722	9,868	9,441	8,586	5,383	1,072	805	5,361	4,934	4,721	4,293	2,692	536	403
三 宅 島	御 蔵 島	6,365	5,852	5,553	5,083	3,204	638	478	3,183	2,926	2,777	2,542	1,602	319	239
	新 島 ・ 式 根 島 ・ 神 津 島	8,844	8,118	7,690	7,091	4,444	884	663	4,422	4,059	3,845	3,546	2,222	442	332
	大 島 ・ 利 島 ・ 下 田 ・ 八 丈 島	10,338	9,526	9,014	8,288	5,170	1,034	775	5,169	4,763	4,507	4,144	2,585	517	388
八 丈 島	御 蔵 島	10,338	9,526	9,014	8,288	5,170	1,034	775	5,169	4,763	4,507	4,144	2,585	517	388
	青 ケ 島	10,765	9,911	9,483	8,629	5,383	1,078	808	5,383	4,956	4,742	4,315	2,692	539	404

利島・新島・式根島相互間は大島・伊東間を適用します。

(注) 1 本運賃表は、1フレートトン当りの運賃を表示します。(小口貨物を除く。)

2 本表には積揚作業料を含み、集荷、配達、保管及び積荷保険料等は含みません。

3 本表には消費税(10%)を含みます。

4 プロパンガスについては、1トンにつき上記運賃の1.5倍とします。

別表2(その2)

島しょ産貨物運賃表

(単位:円)

揚積地	積揚地	一般運賃				特 定 運 賃						
		島酒 (2等品)	屑鉄 (5等品)	小口貨物		等 級					小口貨物	
				1口 0.1 以下	1口 0.08 以下	1等品	2等品	3等品	4等品	5等品	1口 0.1 以下	1口 0.08 以下
東 京	大 島	7,604	4,143	825	618	4,123	3,802	3,588	3,290	2,072	413	309
	利島・新島・式根島	8,886	4,827	966	724	4,828	4,443	4,208	3,867	2,414	483	362
	神津島・三宅島	9,740	5,297	1,059	794	5,298	4,870	4,614	4,230	2,649	530	397
	御蔵島・八丈島	11,192	6,109	1,217	914	6,087	5,596	5,298	4,870	3,055	609	457
	青ヶ島	15,848	8,629	1,721	1,291	8,608	7,924	7,498	6,878	4,315	861	646
大 島	伊東・熱海・利島・ 新島・式根島	6,622	3,588	718	539	3,588	3,311	3,119	2,862	1,794	359	270
	神津島	7,305	3,973	794	596	3,973	3,653	3,461	3,183	1,987	397	298
神津島	利島・新島・式根島	7,091	3,845	770	576	3,845	3,546	3,354	3,076	1,923	385	288
下 田	利島・新島・式根 島・神津島	8,757	4,785	952	715	4,763	4,379	4,187	3,802	2,393	476	358
三宅島	御蔵島	5,126	2,776	555	418	2,777	2,563	2,414	2,222	1,388	278	209
	新島・式根島・神津 島	7,091	3,845	770	576	3,845	3,546	3,354	3,076	1,923	385	288
	大島・利島・下田・ 八丈島	8,288	4,528	902	676	4,507	4,144	3,930	3,610	2,264	451	338
八丈島	御蔵島	8,288	4,528	902	676	4,507	4,144	3,930	3,610	2,264	451	338
	青ヶ島	8,757	4,785	952	715	4,763	4,379	4,187	3,802	2,393	476	358

利島・新島・式根島相互間は大島・伊東間を適用します。

(注) 1 本運賃表は、1フレートトン当りの運賃を表示します。(小口貨物を除く。)

2 本表には積揚作業料を含み、集荷、配達、保管及び積荷保険料等は含みません。

3 本表には消費税(10%)を含みます。

4 ただし、魚介類については、上記運賃から30%を差し引いた運賃(円未満の端数は四捨五入)とします。

別表3

係数

50%補助対象貨物	補助金の額の確定基準	係 数	備 考
野 菜 ・ 果 物 牛 豚 肥 料 飼 料 天 草 榲 植 木 生 花 切 葉 木 炭 キヌサヤエンドウ 柘 材 ・ 桑 材 球 根 魚介類	補助対象貨物の実績運賃収入額に、本表係数を乗じて得た額とする。 ただし、別表2に掲げる運賃を超える運賃で輸送した場合は、その超えた運賃収入額を除いた額とする。	1／1	

(第 1 号様式)

第 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所
事 業 者 名 印
代表者氏名

年度伊豆諸島海上貨物運賃補助金交付申請書

伊豆諸島海上貨物運賃補助金交付要綱第 5 条の規定により、別記のとおり補助金の交付を申請いたします。

(第2号様式)

請 求 書

金 額 _____ 円

但し、 _____ 年度伊豆諸島海上貨物運賃補助金として、上記のとおり請求いたします。

東 京 都 知 事 殿

年 月 日

住 所
事 業 者 名
代表者氏名

印

(第 3 号様式)

第 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所
事 業 者 名
代表者氏名
印

年度伊豆諸島海上貨物運賃補助金実績報告書の提出について

このことについて、補助条件第 8 に基づき、別紙のとおり実績報告書を提出します。

誓 約 書

東 京 都 知 事 殿

伊豆諸島海上貨物運賃補助金交付要綱第5条の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第12条の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受け、返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者